

12月3日～9日は 障害者週間 です



12月3日から9日までの一週間は「障害者週間」です。

障害は、事故や病気などによって、だれにも生じ得るものです。また多種多様で、外見では分からない障害もあります。

障害による不自由さはあっても、周囲の理解や配慮があればできることも少なくありません。障害のある方の意見を聞いて、日常生活や事業活動の中でできる配慮や工夫を一緒に考えてみましょう。だれもが暮らしやすい共生社会の実現は、そうした一歩から始まります。

以前にも紹介しましたが、主な障害者のマークを掲示いたします。街でこのようなマークを見かけたら、障害者の生活を支えるためにもみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ

障害福祉センター ☎ (73) 4530

主な障害者マーク

 <p>身体障害者標識</p> <p>国家公安委員会で承認されたマークです。</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障害者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。</p>	 <p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。</p> <p>公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、レストランなどに身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p>
 <p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。</p> <p>マークについては車いす販売店やホームセンター等で取り扱っています。</p> <p>※駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上使用下さい。</p>	 <p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門、人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
 <p>みなさんのトイレマーク</p> <p>神奈川県福祉の街づくり条例によって、障害者の方、乳幼児、健常者の方が広く利用できるトイレであることを示しています。</p>	
 <p>視覚障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p>	 <p>ハート・プラスマーク</p> <p>身体の内部に障害を持つ人を表しています。内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫)は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮をお願いいたします。</p> <p>※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p>
 <p>聴覚障害者を示す国内でのシンボルマーク</p> <p>聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときは、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートを付けます。</p>	